

高齢者虐待防止のための指針

小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護

法人名	株式会社 GAKUSAN
対象事業所	小規模多機能型居宅介護 のりこハウス グループホーム のりこハウス
制定日	令和 6 年 4 月 1 日
最終改定日	令和 8 年 7 月 1 日

1. 目的

本指針は、利用者一人ひとりの尊厳の保持、人格の尊重、権利擁護を基本に、高齢者虐待の発生及び再発を防止し、虐待又は虐待が疑われる事案を早期に発見し、速やかに適切な対応を行うため、事業所における体制、職員研修、相談・通報、記録、再発防止及び見直しの方法を定めるものです。

2. 基本的な考え方

虐待は、高齢者の生命、身体、財産、尊厳、自己決定を脅かす重大な権利侵害であり、犯罪行為に該当する場合もあります。当事業所は、高齢者虐待防止法及び介護保険関係法令の趣旨に基づき、虐待を「起こさない」「見逃さない」「抱え込まない」ことを基本方針とします。

虐待防止は、虐待が発生した後に対応するだけでは不十分です。日々のケアの中にある不適切な言動、スピーチロック、本人の意思を軽視した対応、職員本位のケア、家族の介護負担の増大等を早期に把握し、虐待の芽を小さい段階で摘み取ることを重視します。

3. 適用範囲

本指針は、小規模多機能型居宅介護における通い・訪問・宿泊・送迎の各場面、及び高齢者グループホームにおける生活支援の全場面に適用します。小規模多機能型居宅介護においては、利用者の居宅で養護者による虐待又はその疑いを把握する可能性があるため、家族・養護者支援、地域包括支援センター、市町村等との連携も含めて対応します。

4. 高齢者虐待の定義

高齢者虐待とは、高齢者虐待防止法に基づき、養護者又は養介護施設従事者等による次のような行為をいいます。虐待かどうか判断に迷う場合も、早期相談・早期報告を優先します。

区分	主な内容
身体的虐待	暴力行為等により身体に外傷や痛みを与える、又はそのおそれのある行為。正当な理由なく身体を拘束することを含みます。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	必要な介護、世話、医療、食事、水分、排泄、清潔保持等を提供せず、生活環境や心身の状態を悪化させること。意図的か結果的かを問いません。
心理的虐待	脅し、侮辱、威圧的態度、無視、嫌がらせ、子ども扱い、本人の尊厳を傷つける言動等により精神的苦痛を与えること。
性的虐待	本人の同意のない性的な行為、わいせつな行為をすること又はさせること。排泄・入浴等の介助場面における羞恥心への配慮不足も振り返りの対象とします。
経済的虐待	本人の合意なく財産や金銭を使用する、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する、年金・預貯金等を不適切に管理・使用すること。

5. 虐待に至る前の不適切ケアの把握

次のような対応は、直ちに虐待と断定できない場合であっても、虐待につながるおそれがあるため、委員会、カンファレンス、日々の申し送り等で早期に振り返ります。

- 「危ないから」「忙しいから」を理由に、本人の希望や生活習慣を確認せず一方的に制限する。
- 強い口調、命令口調、子ども扱い、あだ名、威圧的な態度、無視、からかい等がある。
- 排泄、入浴、食事、服薬、更衣、金銭管理等において、本人の羞恥心や自己決定への配慮が不足している。
- 職員の都合で水分、排泄誘導、移動、外出、活動、面会等の機会を不当に減らす。
- 居宅で家族の介護負担が高まり、怒鳴り声、放置、過度な制限、金銭管理の不明瞭さ等が見られる。

6. 虐待防止に向けた体制

虐待の発生及び再発を防止するため、高齢者虐待防止委員会を設置し、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めます。身体拘束等適正化検討委員会と一体的に開催する場合でも、虐待防止に関する議題、検討内容、職員への周知内容を明確に記録します。

- 委員会の構成：管理者、計画作成担当者、介護職員、看護職員、その他必要と認める職員。必要に応じて医師、薬剤師、地域包括支援センター、行政、外部専門職等の助言を得ます。

- 開催頻度：定期的に開催し、少なくとも年2回以上開催します。虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合、苦情・相談があった場合、重大な不適切ケアが確認された場合は、必要に応じて随時開催します。
- 担当者：高齢者虐待防止担当者は管理者とします。担当者は、委員会運営、研修、相談窓口、記録の整備、再発防止策の進捗確認を担います。
- 周知：委員会で検討した内容は、会議録、回覧、申し送り、研修等により全職員へ周知します。夜勤専従者、非常勤職員、委託職員等にも必要な情報が届くよう配慮します。

7. 職員研修

職員に対し、権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修を年2回以上実施し、新規採用時にも実施します。研修は、虐待の定義、高齢者虐待防止法、通報義務、身体拘束等との関係、不適切ケア、認知症ケア、意思決定支援、家族支援、事例検討を含む内容とします。

研修実施後は、実施日、内容、講師又は担当者、参加者、欠席者への伝達方法を記録します。研修は実施すること自体が目的ではなく、日々のケアを振り返り、実践を変える機会として位置づけます。

8. 相談・報告・通報体制

虐待又は虐待が疑われる事案を発見した職員は、速やかに管理者又は高齢者虐待防止担当者へ報告します。緊急性がある場合は、利用者の生命・身体の安全確保を最優先し、救急、警察、市町村等へ速やかに連絡します。

職員による虐待が疑われる場合、内部で事実確認を行うことは必要ですが、事業所内だけで抱え込まず、市町村等の関係機関に相談・通報します。通報した職員や相談者が不利益な扱いを受けることがないよう保護します。

事業所内相談窓口	管理者／高齢者虐待防止担当者
法人内報告先	取締役 大友
市町村高齢者虐待担当窓口	恵庭市介護福祉課 TEL0123-33-3131
地域包括支援センター	たよれーるみなみ TEL0123-34-8467
緊急時	119番／110番／主治医・訪問看護等（連絡網参照）

9. 虐待等が発生した場合の対応

1. 安全確保：利用者の生命・身体の保護を最優先し、必要に応じて医療機関、救急、警察、市町村等と連携します。
2. 報告・相談：発見者は管理者又は担当者へ速やかに報告し、管理者は市町村等への相談・通報を含めて対応します。

3. 事実確認：日時、場所、関係者、利用者の状態、発言、傷や生活環境、記録、関係者の聞き取り等を客観的に確認します。決めつけや隠蔽を避け、記録を残します。
4. 本人・家族等への対応：本人の意思、心身の安全、プライバシーに配慮し、必要に応じて家族、身元引受人、成年後見人等へ説明します。ただし、養護者による虐待が疑われる場合は、本人の安全を損なわないよう関係機関と相談しながら情報提供を行います。
5. 再発防止：委員会で原因分析、職員体制、ケア方法、教育、環境、記録、情報共有の課題を確認し、再発防止策と担当者、期限を定めます。
6. 継続支援：小規模多機能型居宅介護では、通い・訪問・宿泊の利用状況や居宅環境、家族の介護負担を確認し、サービス調整、ケアプラン変更、関係機関連携を検討します。

10. 小規模多機能型居宅介護における留意点

小規模多機能型居宅介護は、利用者の居宅に訪問し、家族・養護者の生活状況に触れる機会があります。虐待又は虐待が疑われる状況を把握した場合は、家族を責めることを目的とせず、本人の安全確保と養護者支援の両面から、市町村、地域包括支援センター、医療機関、居宅介護支援事業所等と連携します。

- 通い：来所時の表情、傷、衣類、清潔、食事・水分状態、家族との関係、金銭や持ち物の変化を観察します。
- 訪問：居宅環境、食事・水分、服薬、排泄、暖房・冷房、衛生状態、家族の介護負担、怒鳴り声や放置の有無を確認します。
- 宿泊：帰宅困難、家族の休息、緊急避難的な受け入れが必要な場合は、関係機関と情報共有し、ケアプランの見直しを検討します。
- 送迎：家族の様子、住環境、本人の乗降時の反応、拒否、不安、けが等を観察し、異変を記録・共有します。

11. グループホームにおける留意点

グループホームは、認知症のある利用者が暮らす生活の場です。認知症の症状、言葉で訴えにくい痛みや不快、看取り期の変化、職員の疲弊や慣れが虐待又は不適切ケアにつながらないように、日々の小さな違和感をチームで共有します。

- 本人の行動を問題行動と決めつけず、背景にある思い、生活歴、環境、体調、痛み、不安を確認します。
- 夜間・早朝・入浴・排泄・食事介助など密室性や職員負担が高まる場面ほど、記録と振り返りを丁寧に行います。
- 身体拘束等適正化の取組と連動し、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトにつながる行為がないか確認します。

12. 成年後見制度等の利用支援

利用者の判断能力、財産管理、契約、身上保護等に課題がある場合は、本人及び家族に対し、成年後見制度、日常生活自立支援事業、地域包括支援センター等の情報を提供し、必要に応じて関係機関と連携して利用を支援します。

13. 苦情解決及び相談者保護

虐待等に関する苦情や相談を受けた場合、苦情受付担当者は管理者へ報告し、管理者は事実確認、検討、対応結果の説明、再発防止策の確認を行います。相談者、通報者、利用者、家族の個人情報とプライバシーを保護し、相談・通報を理由とした不利益な扱いを行いません。

14. 記録の整備及び保管

虐待防止に関する委員会記録、研修記録、相談・苦情記録、虐待又は虐待疑いに関する報告・対応記録、再発防止策の実施状況、職員への周知記録を整備します。記録は客観的事実と判断・対応を分けて記載し、原則として5年間保管します。

15. 指針の公開

本指針は、事業所内に備え置くとともに、ホームページ等で公表し、利用者、家族、職員、関係機関がいつでも閲覧できるようにします。

16. 指針の見直し

本指針は、高齢者虐待防止委員会において年1回以上見直します。法令、介護報酬改定、厚生労働省通知、国マニュアル、行政指導、虐待又は虐待疑い事案、事故・苦情、事業所体制の変化があった場合は、必要に応じて随時改定します。

参考資料

厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）（令和8年3月改訂）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00004.html

厚生労働省「高齢者虐待防止」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html

厚生労働省「高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

介護保険最新情報 Vol.1345「高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係る Q&A の周知について」

令和7年1月20日 <https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2025/0121100941183/ksvol.1345.pdf>

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準